

武蔵村山市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

令和元年10月9日

訓令（乙）第53号

（趣旨）

第1条 この要綱は、武蔵村山市（以下「市」という。）が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等並びに各種指導等（以下これらを「指導等」という。）並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定により行う施設型給付費等に係る特定教育・保育等の内容又は施設型給付費等の請求に関する監査（以下「監査」という。）並びに勧告、命令等及び確認の取消し等（以下「行政上の措置」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「施設型給付費等」とは、法第11条の施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費をいう。

2 この要綱において「特定教育・保育等」とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育、法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育をいう。

（対象）

第3条 この要綱による指導等及び監査の対象は、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）とする。

（指導等の目的）

第4条 指導等は、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

（指導等の方針）

第5条 指導等は、特定教育・保育施設等に対し、法第33条又は第45条に定める特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等の設置者等」という。）の責務（次条において「設置者等の責務」という。）並びに武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例（平成26年武蔵村山市条例第22号。以下「基準条例」という。）及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局連名通知）等（次条において「内閣府告示等」という。）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤・不正の防止を図るために実施する。

- 2 市長は、指導等を重点的かつ効果的に行うため、児童福祉行政の動向を踏まえ、毎年度、指導等を開始する時まで、指導等の重点項目を掲げた特定教育・保育施設等指導監査実施方針を定めるとともに、指導等を計画的に実施するための実施計画を策定するものとする。

（指導等の形態）

第6条 指導等の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 特定教育・保育施設等に対して設置者等の責務、基準条例及び内閣府告示等（以下「法令等」という。）の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行うもの
- (2) 実地指導 対象となる特定教育・保育施設等に対して、実地について指導等を行うもの

（指導等の対象の選定）

第7条 指導等は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導等の形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

- (1) 集団指導の選定基準 次のとおりとする。
 - ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、当該確認を受けた日からおおむね1年以内に全てを対象として選定する。
 - イ ア以外の特定教育・保育施設等については、制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導等の事例等に基づき、市長が必要と認めるときに当該指導等すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定する。
- (2) 実地指導の選定基準 次のとおりとする。
 - ア 特定教育・保育施設等の法令等の遵守状況、集団指導の状況、都道府県等が行う認可等に関する事務の状況、市の実施体制等を勘案して、定期的かつ計画的に

実施できるよう選定する。

イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、当該実地指導を実施した日の属する年度の翌年度においても選定することができる。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に実地指導が必要と認める特定教育・保育施設等を対象に選定する。

(集団指導の方法等)

第8条 市長は、集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導等の内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

2 集団指導は、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。この場合において、やむを得ない事情により集団指導を欠席した特定教育・保育施設等があるときは、当該特定教育・保育施設等に対して講習等で使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(実地指導の方法等)

第9条 市長は、実地指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ特定教育・保育施設等実地指導の実施について（通知）（第1号様式）により当該特定教育・保育施設等に通知する。この場合において、実地指導の日時については、当該特定教育・保育施設等の教育・保育の計画的な実施に支障が生じないように調整を行う。

2 実地指導は、法令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

3 実地指導の結果の通知は、実地指導の実施後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式を用いて当該特定教育・保育施設等に通知するものとする。この場合においては、必要に応じ、認可に関する事務等を行う都道府県と調整する。

(1) 実地指導の結果、改善を要する指摘事項がある場合 特定教育・保育施設等実地指導の結果について（通知）（第2号様式(1)）

(2) 実地指導の結果、改善を要しない指摘事項がある場合 特定教育・保育施設等実地指導の結果について（通知）（第2号様式(2)）

(3) 実地指導の結果、指摘事項がない場合 特定教育・保育施設等実地指導の結果について（通知）（第2号様式(3)）

4 市長は、前項第1号に掲げる場合に該当するものとして同項の規定により通知をし

た特定教育・保育施設等に対し、期限を定めて、当該通知において指摘した事項についての改善報告書（第3号様式）の提出を求めるものとする。

（監査への変更）

第10条 実地指導を行う当該職員は、実地指導中、次の各号のいずれかに該当する状況を確認したときは、実地指導を中止し、次条から第14条までに規定するところにより、直ちに監査を行うものとする。

- (1) 著しい基準条例違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前教育子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

（監査の目的）

第11条 監査は、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

（監査の方針）

第12条 監査は、特定教育・保育施設等について、行政上の措置に相当する違反の疑い（次条において「違反の疑い」という。）があると認められる場合、施設型給付費等の請求について不正若しくは著しく不当な行為があった疑い（次条において「不正等の疑い」という。）が認められる場合及び第10条の規定に基づき監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。

（監査対象の選定）

第13条 監査の対象は、次に掲げる情報を踏まえて、市長が違反疑義等（違反の疑い又は不正等の疑いをいう。以下この条において同じ。）の確認のため特に必要があると認める特定教育・保育施設等を選定する。この場合において、第4号又は第5号に掲げる情報に基づく場合には、事案の緊急性及び重大性を踏まえ、遅滞なく選定するものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反疑義等に蓋然性がある場合に限る。）
- (2) 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設等の設置者等に係る情報
- (3) 法第14条第1項の規定に基づき行った実地指導において特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報
- (4) 死亡事故等の重大事故の発生又は実地指導中に確認された当該特定教育・保育施

設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれのある著しい運営基準違反に関する情報

(5) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(監査の方法等)

第14条 市長は、監査の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、特定教育・保育施設等監査の実施について（通知）（第4号様式）により特定教育・保育施設等に対して通知する。ただし、実地指導中において監査への変更を行った場合等、事前通知により難しい場合は、この限りでない。

2 監査は、前条の規定による監査対象の選定を踏まえ、法第38条又は第50条の規定に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設等の設置者等若しくは特定教育・保育施設等の職員若しくは設置者等であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することにより行う。

3 市長は、監査の結果、行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査の実施後、特定教育・保育施設等監査の結果について（通知）（第5号様式）により、当該特定教育・保育施設等に対して通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により通知をした特定教育・保育施設等に対し、期限を定めて、当該通知において指摘した事項についての改善報告書の提出を求めるものとする。

(行政上の措置)

第15条 市長は、法第39条第1項各号若しくは第51条第1項各号に掲げる場合、第39条第3項若しくは第51条第3項に規定する場合又は法第40条第1項各号若しくは第52条第1項各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、必要に応じて、特定教育・保育施設等の認可等の事務を行う都道府県と連携を図りながら、次に掲げるところにより、行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 特定教育・保育施設等の設置者等が法第39条第1項各号又は第51条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき 当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、勧告書（第6号様式）により、期限を定めて、法第39条第1項各号又は第51条第1項各号に定める措置をとるべきことを勧告する。

(2) 前号の勧告を受けた特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき 当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、命令書（第7号様式）により、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。この場合においては、市長は、その旨を公示するとともに、遅滞なく、

その旨を、当該特定教育・保育施設等に係る認可等を行った都道府県知事等に通知するものとする。

(3) 法第40条第1項各号又は第52条第1項各号のいずれかに該当するとき 当該特定教育・保育施設等に係る法第27条第1項又は第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止する。この場合においては、市長は法第41条又は第53条に規定するところにより、都道府県知事に届け出るとともに、これを公示するものとする。

2 前項第1号の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設等の設置者等又は同項第2号の規定による命令を受けた特定教育・保育施設等の設置者等は、市長が指定する期日までに、市長に改善報告書を提出しなければならない。

(聴聞・弁明の機会の付与)

第16条 市長は、監査の結果、特定教育・保育施設等の設置者等に対して前条第1項第2号の規定による命令又は同項第3号の規定による確認の取消し若しくは効力の停止の処分(次条においてこれらを「取消処分等」という。)を行おうとするときは、特定教育・保育施設等の設置者等に対して、確認の取消し等通知書(第8号様式)により通知するとともに、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づく聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

(不正利得の徴収)

第17条 市長は、第15条の規定により行政上の措置を行った場合において、当該行政上の措置の基礎となった事実が法第12条第2項に規定する場合に該当すると認めるときは、同項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、当該行政上の措置が取消処分等であるときは、原則として、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

(重大事故が発生した場合の検証等)

第18条 市長は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、当該検証結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認するとともに、今後の指導監査に反映するものとする。

(情報提供)

第19条 市長は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果及び改善

報告の概要について情報提供を行う。

- 2 市長は、都道府県に対して、監査結果、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告の概要について情報提供を行う。

(委任)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、指導監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。